次期調布市教育プラン用語集（素案）

資料９

No	該当箇所	用語	説明	現行プランへの掲載
1	施策１	「いのちと心の教育」月間	調布市では、１２月１０日の世界人権デーに合わせて、毎年１２月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。	○
2	施策１	人権教育	人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や東京都が作成した「東京都人権視察推進指針」などに基づき、人権教育を推進しています。	
3	施策１	自尊感情測定尺度（東京都版）	児童生徒の自己評価により、自身が自己をどのように捉えているかを２２の項目で把握する「自己評価シート」のこと。発達段階に応じて自尊感情の傾向を適切に把握するために実施する。	○
4	施策１	上級救命講習	市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図るために実施している。	○
5	施策１	スクールカウンセラー	学校に配置している心理専門職。児童生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。	○
6	施策１	普通救命講習	小学校第６学年及び中学校第３学年を対象に実施している。心肺蘇生や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付けることを目的としている。	○
7	施策１	移動教室	他の地域の自然や文化に触れる体験を通して豊かな心と体を育成することや、宿泊体験を通して基本的な生活習慣や公衆道徳の育成を図ることなどを目的とした活動。小学校第５学年を対象とした八ケ岳移動教室、小学校第６学年を対象とした日光移動教室、中学校第１学年を対象としたスキー移動教室を実施している。	
8	施策２	オリンピック・パラリンピック教育で培った５つの資質	①ボランティアマインド ②障害者理解 ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚	○
9	施策２	外国にルーツを持つ子ども	本プランでは、親の両方またはいずれか片方が外国出身者である子どものこと。	○
10	施策２	外国語指導助手（ALT）	ALT：Assistant Language Teacher の略。授業における担当教員の補助、ティーム・ティーチング、教材作成補助、授業前後の打合せ、発音・表現の助言を行う役割を担っている。	
11	施策２	学校２０２０レガシー	都内全公立学校（園）において実施してきた「東京都オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきた5つの資質」の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育をきっかけに新しく始めた活動の中から、学校の特色としてこれからも継続させる活動のこと。	
12	施策２	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。	○
13	施策２	生成ＡＩ	文章、画像、プログラム等を生成できるＡＩモデルに基づくＡＩの総称	
14	施策２	地域学校協働本部	地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。	○
15	施策２	（学校図書館における）レファレンスサービス	学校図書館において、児童生徒が読書活動や学習活動で必要とする図書の調べ方の案内や参考図書を提供し、知りたい情報や情報源を探す支援をすること。	○

No	該当箇所	用語	説明	現行プランへの掲載
16	施策２	ＧＩＧＡスクール構想	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境の実現を目指した国の構想。この構想に基づき、全国の自治体では以下3つの要素を一体的に整備し、活用している。 １．1人1台端末 ２．クラウドの活用 ３．高速通信ネットワーク環境	
17	施策３	ウェルビーイング （Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ）	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。	
18	施策３	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。	○
19	施策４	教育支援センター	心理的要因等により不登校又はその傾向にある児童生徒が社会的自立に向けて学ぶための教室。	
20	施策４	教育支援コーディネーター	不登校の児童生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る学校教育に関する知識・経験が豊富な教員経験者のこと。教育委員会の指導室に配置している。	
21	施策４	合理的配慮	障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができる機会を確保するため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、 学校等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。本人・保護者と学校が話し合い、教育上の必要性や学校の体制等を踏まえながら、個別に内容を検討・決定する。	
22	施策４	個別指導計画	個別の支援が必要な児童生徒一人一人に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。	○
23	施策４	児童生徒の不登校・問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のこと。	○
24	施策４	就学援助制度	公立の小学校・中学校等に在籍する児童生徒の保護者を対象に、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度のこと。	○
25	施策４	スクールサポーター	通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。	○
26	施策４	スクールソーシャルワーカー	不登校の児童生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家のこと。	○
27	施策４	はしうち教室	平成３０年４月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。文部科学大臣の指定を受けて、通常の学校とは異なる特別な教育課程を編成・実施する学校。現在は学びの多様化学校として、不登校生徒一人一人の状況に応じた多様な学びの機会を確保し、社会的自立に向けて支援している。	○
28	施策４	太陽の子	調布市立小学校に在籍する不登校の小学４年生～６年生の児童を対象に、一人一人の状況に応じた学習や体験活動、相談等を行う教育支援センター。安心して過ごせる居場所を提供しながら、学校や家庭と連携し、社会的自立に向けた支援を行う。	
29	施策４	テラコヤ・スイッチ	不登校または登校渋りの状態にある小学４年生～中学３年生を対象に、安心して過ごせることを目的とした居場所。大学生・大学院生が、一人一人の状況に応じた学習支援や交流等を通して、子供の成長を支えている。東京学芸大学の松尾研究室と連携して実施している。	○
30	施策４	不登校児童生徒支援プロジェクトＳＷＩＴＣＨ	不登校児童生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童・生徒の支援計画への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。	○

No	該当箇所	用語	説明	現行プランへの掲載
31	施策４	ふれあい月間	児童生徒のいじめ問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（６月、１１月）及び調布市教育委員会として追加実施している重点月間（２月）のこと	○
32	施策４	メンタルフレンド	不登校等の状態にある児童生徒の家庭に、大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで、心の安定や自信の回復を支援する取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。	○
33	施策４	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者	
34	施策４	ＣＡＮＶＡＳ	調布市立中学校に在籍する不登校の中学生を対象に、一人一人の状況に応じた学習や体験活動、相談等を行う教育支援センター。安心して過ごせる居場所を提供しながら、学校や家庭と連携し、社会的自立に向けた支援を行う。	
35	施策５	授業改善推進プラン	児童生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に向けて各学校が作成する計画のこと。	○
36	施策５	地域連携・地域展開	「地域連携」：学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。 「地域展開」：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動（※）に展開すること。 ※部活動の地域展開により実施される生徒のスポーツ・文化芸術活動。学校以外の団体等が主体となって実施されるもので、学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動	
37	施策５	中学校学校選択制	調布市立中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する通学区域の学校（指定校）が決められているが、通学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば、受入予定人数の範囲内で入学できる制度のこと。	○
38	施策５	調布市立学校における働き方改革プラン	教員一人一人の心身の健康保持を実現し、教員の授業力の向上及び子どもと向き合う時間を確保できる環境の整備によって、学校教育の質の維持向上を図ることを目的とした計画のこと。平成３１年１月策定し、令和５年２月改定を行った。	○
39	施策５	東京教師道場	東京都教職員研修センターが実施する、授業研究を通して、２年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場のこと。	○
40	施策５	ＬＧＢＴＱ	「Ｌｅｓｂｉａｎ」（レズビアン、女性同性愛者）、「Ｇａｙ」（ゲイ、男性同性愛者）、「Ｂｉｓｅｘｕａｌ」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Ｔｒａｎｓｇｅｎｄｅｒ」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、「Ｑｕｅｅｒ」（クイア、特定の枠に属さない性のあり方）または「Ｑｕｅｓｔｉｏｎｉｎｇ」（クエスチョニング、自らの性のあり方を決めない人、定めない人）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称のこと。 ※「Q」の解釈については諸説あり。	○
41	施策６	アレルギー・アナフィラキシー対応ホットライン	平成２５年８月、調布市は、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。９月から、病院が設ける専用ＰＨＳにより、子どもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラブや保育園、福祉施設などを対象として、アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。なお、ホットラインは、食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般を対象としている。	○
42	施策６	生命（いのち）の安全教育	性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて、身に付けるための教育のこと。	○
43	施策６	「命」の授業	調布市防災教育の日に、市内小・中学校において、児童生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」を通して、命の大切さや尊さなどについて考える授業のこと。	○

No	該当箇所	用語	説明	現行プランへの掲載
44	施策６	医療的ケア児	人口呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童生徒のこと	○
45	施策６	学校危機管理マニュアル	学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。	○
46	施策６	シックハウス	シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。 調布市では、平成１４年９月に、調和小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったのにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。	○
47	施策６	食物アレルギー	食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。 その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味している。	○
48	施策６	セーフティ教室	学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携し、児童生徒の「危険を予測し回避する能力」を育む取組。警察署の職員等を講師に招き、喫煙や万引き、薬物乱用、ＳＮＳトラブル等に関する講話や、交通安全に関する取組を行うなど、児童生徒が自ら安全に行動できるよう啓発を図っている。	○
49	施策６	調布市防災教育の日	実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、原則、毎年４月の第４土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施している。（平成２４年度から実施している。）	○
50	施策７	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	○
51	施策７	ゼロカーボンシティ	脱炭素社会の構築に向けて、「２０５０年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ」にすることを目指すことを表明した自治体のこと。	○
52	施策８	シニアリーダー講習会	高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやスポーツ等を通して、レクリエーション活動の企画・指導方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。	○
53	施策８	ジュニアサブリーダー講習会	健全育成推進地区委員会が地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学３～６年生を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的としている。	○
54	施策８	ジュニアリーダー講習会	中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームや野外活動等を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。	○
55	施策８	杉の木青年教室	市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやレクリエーション活動などの様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業のこと。	○
56	施策８	青少年交流館	調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、故中村やす先生のご遺志をもとに建設した社会教育施設のこと。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図ることを目的としている。	○
57	施策８	八ケ岳少年自然の家	山梨県北杜市、雄大な八ケ岳山麓の豊かな自然の中にあり、青少年団体の集団宿泊生活による教育の場として利用できるだけでなく、一般の方も利用できる社会教育施設のこと。	○
58	施策８	遊ｉｎｇ	市内特別支援学級に在籍する知的障害のある児童生徒を対象に、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動など、様々な社会体験をすることを目的とした活動のこと。	○

No	該当箇所	用語	説明	現行プランへの掲載
59	施策８	レクリエーション講習会	高校生学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的としている。	○
60	施策９	インクルーシブ社会	障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶことが実現した社会	
61	施策９	のびのびサークル	特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生で知的障害のある方を対象に文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの様々な社会体験の機会を提供する事業のこと。	○
62	施策９	レファレンスサービス	調べ方の案内や文献の提供など、利用者が情報や情報源を見つけることを支援するサービスのこと。	○
63	施策９	Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ１．０）、農耕社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ　２．０）、工業社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ　３．０）、情報社会（Ｓｏｃｉｅｔｙ　４．０）に続く、新たな社会を指すもの。	○
64	施策１０	国史跡下布田遺跡	布田六丁目に所在する縄文時代晩期（約２、８００年前）の集落遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和６２年５月１２日に国の史跡に指定された。 赤く塗られた滑車型土製耳飾（国重要文化財）をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口土器棺墓、配石埋甕墓などが出土している。	○
65	施策１０	国史跡深大寺城跡	深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。１５世紀末から１６世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された３郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、平成１９年７月　２６日に国の史跡に指定された。平成９年から、第１郭と第２郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。	○
66	施策１０	国登録文化財真木家住宅	上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、平成１２年４月２８日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治４３年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和１２年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中将に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。	○
67	施策１０	東京文化財ウィーク	国の「文化財保護強調週間」に合わせて、東京都教育委員会が市区町村や民間事業者への参加を呼びかけている。１１月３日の文化の日前後に、通常は公開されていない文化財をはじめとして都内全域で様々な文化財を公開する「公開事業」や、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」がある。	○
68	施策１０	令和５年４月施行の「博物館法の一部を改正する法律」	近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備された。 法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことが定められた。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館や地域と連携し、文化観光やその他の活動で地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。	○
69	施策１０	文化観光	博物館法第３条第３項では、「有形又は無形の文化的所産その他文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。」と規定されている。	○